

## 「責任ある鉱物調達」の背景と調査実務

2023年6月30日

一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA)

責任ある鉱物調達検討会

【本資料のご利用上のご注意】

本資料は、JEITA 責任ある鉱物調達検討会 啓発・広報チームで作成したものです。  
責任ある鉱物調達対応に関する情報について、なるべく幅広く、また正確を期すよう努力しておりますが、必ずしも最新の情報ではなく、正確ではない場合もありますことを、あらかじめご了承ください。

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景
  - 「責任ある鉱物調達」を取り巻く環境の変遷
  - 「責任ある鉱物調達」に関連する法規制等の動向
- デュー・ディリジェンスに影響を与えるその他の動向
- 川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）取り組み
- 2023年調査対応 CMRT/EMRTの注意事項

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景
  - 「責任ある鉱物調達」を取り巻く環境の変遷
  - 「責任ある鉱物調達」に関連する法規制等の動向
- デュー・ディリジェンスに影響を与えるその他の動向
- 川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）取り組み
- 2023年調査対応 CMRT/EMRTの注意事項

# 「責任ある鉱物調達」対応の変遷

人権・環境デュー・ディリジェンスなど  
より広範なリスクへの対応へ

## 4.対象リスク・鉱物の拡大／関連法規制への対応

- ・欧米等の人権デュー・ディリジェンス関連法規制への対応
- ・経済安全保障/各国輸出入規制/地政学リスクへの対応
- ・コバルト・マイカ+多鉱物（PRT）/ESGRリスクへの対応

2022年～

## 3.新たな地域・リスク・鉱物への対応（責任ある鉱物調達へ）

- ・紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）
- ・OECDガイダンス Annex II リスク
- ・コバルト調査対応

2017年  
EU紛争鉱物規則成立  
2021年適用

## 2.紛争鉱物管理体制の確立

- ・鉱物調達対応方針の策定
- ・デュー・ディリジェンス（DD）の実施
- ・DDに基づく是正措置の実行

2011年  
OECD DDガイダンス発行

## 1.使用する製錬所の明確化と報告

- ・自社製品に含まれる錫/タンタル/タンゲステン/金（3TG）の確認
- ・サプライチェーン上流への紛争鉱物調査依頼
- ・サプライチェーン下流への情報開示

2010年  
米国ドッド・フランク法成立

ESG対応を含む責任ある鉱物調達へと拡大

「責任ある鉱物調達」はより広範かつ複雑な対応が求められるように

# 「責任ある鉱物調達」とは

「サステナビリティ/ESGの観点から、人権侵害などのリスクのある鉱物を使用しないように努めること」

## 企業に求められる「責任ある鉱物調達」の範囲

すぐ先には…

- ◆ 各国デュー・ディリジェンス (DD) 関連法規制/経済安全保障/輸出入規制/地政学リスク等への対応
- ◆ 多鉱物/サプライ (バリュー) チェーン全体/ESGリスク対応へ

現状は…

- ◆ RMIの製錬所監査プロセス (RMAP) がカバーする範囲  
3TG+コバルト+マイカ/CAHRAs/Annex IIリスク  
→全鉱物監査基準+全世界 (CAHRAs以外) に拡大の方向へ

当初は…

- ◆ 米国ドッド・フランク法に基づく対象範囲がベース  
錫・タンタル・タングステン・金 (3TG)/コンゴ民主共和国及び周辺国 (DRC+9)/紛争への加担 (武装勢力への資金源)

RMAPがカバーする範囲 (CMRT/EMRT)

サステナビリティ/ESG対応

責任ある鉱物調達対応

3TG+コバルト+マイカ+多鉱物/  
紛争地域及び高リスク地域 (CAHRAs) /  
OECDガイダンス Annex IIリスク

紛争鉱物対応

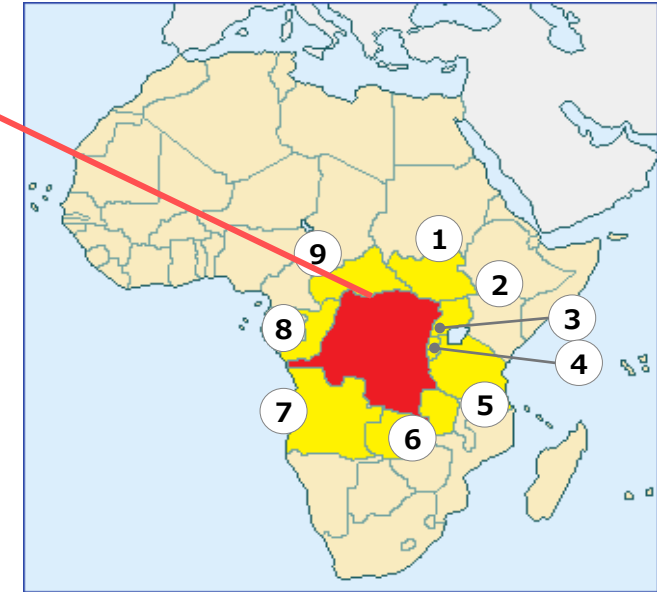
錫、タンタル、タングステン、金  
(3TG) /  
コンゴ民主共和国及び周辺国  
(DRC+9) /  
反政府武装勢力の資金源

# 米国 金融規制改革法（ドッド・フランク法）

- コンゴ民主共和国（DRC）及び周辺9か国で違法に採掘される鉱物資源を資金源とする武装勢力が引き起こし、人権侵害、環境破壊等が国際問題化。
- 2010年7月に米国金融規制改革法(通称「ドッド・フランク法」) に以下の1502条が追加。
  - ①「タンタル、錫、タングステン、金（3TG）」を紛争鉱物（コンフリクト・ミネラル）と定義
  - ②法の対象となる米国上場企業は、自社製品に使用される紛争鉱物が、これらの地域の武装勢力の資金源となっているかどうかを把握し、年次で開示することを義務付けられました。
- 2012年8月に最終実施規則が採択され、2013年より紛争鉱物調査が本格化。

## コンゴ民主共和国

- ①南スーダン共和国
- ②ウガンダ共和国
- ③ルワンダ共和国
- ④ブルンジ共和国
- ⑤タンザニア共和国
- ⑥ザンビア共和国
- ⑦アンゴラ共和国
- ⑧コンゴ共和国
- ⑨中央アフリカ共和国



- 紛争鉱物調査が始まるきっかけとなった法律。現在も有効。調査が本格化してから10年が経過し、要求されるデュー・ディリジェンスのレベルは高まっている。
- その他、ウイグル強制労働防止法、日米重要鉱物サプライチェーン強化協定、米国証券取引委員会（SEC）による気候関連情報の開示規則の動向など、企業の調達活動に影響を与える米国政府の動向にも注意が必要。

# EU紛争鉱物規則 -米国法との比較-

	米国ドッド・フランク法 (DFA)	EU紛争鉱物規則
発効日	2010年7月 成立 2012年8月 SEC実施規則 施行	2017年7月 発効 2021年1月 全面適用 (デュー・ディリジェンス義務化)
対象者	米国上場の製造業者	EUに鉱物 (鉱石・未加工金属) を輸入する企業 (* ) 部品・製品の状態で輸入している企業は対象外
対象リスク	武装勢力の資金源となっているか否か	OECD ANNEX II ベース (児童労働を含む人権侵害全般)
対象鉱物	スズ、タンタル、タングステン、金	スズ、タンタル、タングステン、金
対象地域	コンゴ民主共和国及び周辺国	紛争地域および高リスク地域 (Conflict Affected and High Risk Areas : CAHRAs)
事業者が行うこと	1. 3TG使用有無、原産国調査 2. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 3. 年次報告書提出	1. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 2. 年次報告書提出 3. EU加盟各国による事後確認

- RMAPはEU規則/OECD指針と整合の取れた産業スキームとして審査中
- EU規則の見直しプロセスは進行中も、他のEUサプライチェーンDD関連法規制案との整合性確認のため、改正は2025年以降にずれ込む見通し

## 「DRC及び周辺国の紛争リスク」

→ 「CAHRAsにおけるOECD Annex IIリスク」へ

### OECD DD Guidance Annex II

紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）からの鉱物の責任ある  
グローバル・サプライチェーンのためのモデル・サプライチェーン指針

1. 鉱物の採掘、輸送、取引に関連した人権侵害（児童労働など）
2. 非政府武装集団に対する直接的または間接的支援
3. 公的または民間の保安隊による不法行為（みかじめ料）
4. 贈収賄および鉱物原産地の詐称
5. 資金洗浄
6. 政府への税金、手数料、採掘権料の未払い（脱税）

対象鉱物・地域の拡大とともに、対象リスクもAnnex IIリスクに加えて、ESGリスクへ拡大



## OECDのDDガイダンス Annex IIにおける定義

紛争地域および高リスク地域 (CAHRAs) は、武力による紛争、広範にわたる暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの有無によって識別される。

**武力による紛争**は様々な形をとることがあり、例えば、2か国ないしそれ以上が関与することもある、解放戦争、反乱、内戦などによることもある、国際的もしくは非国際的対立などである。

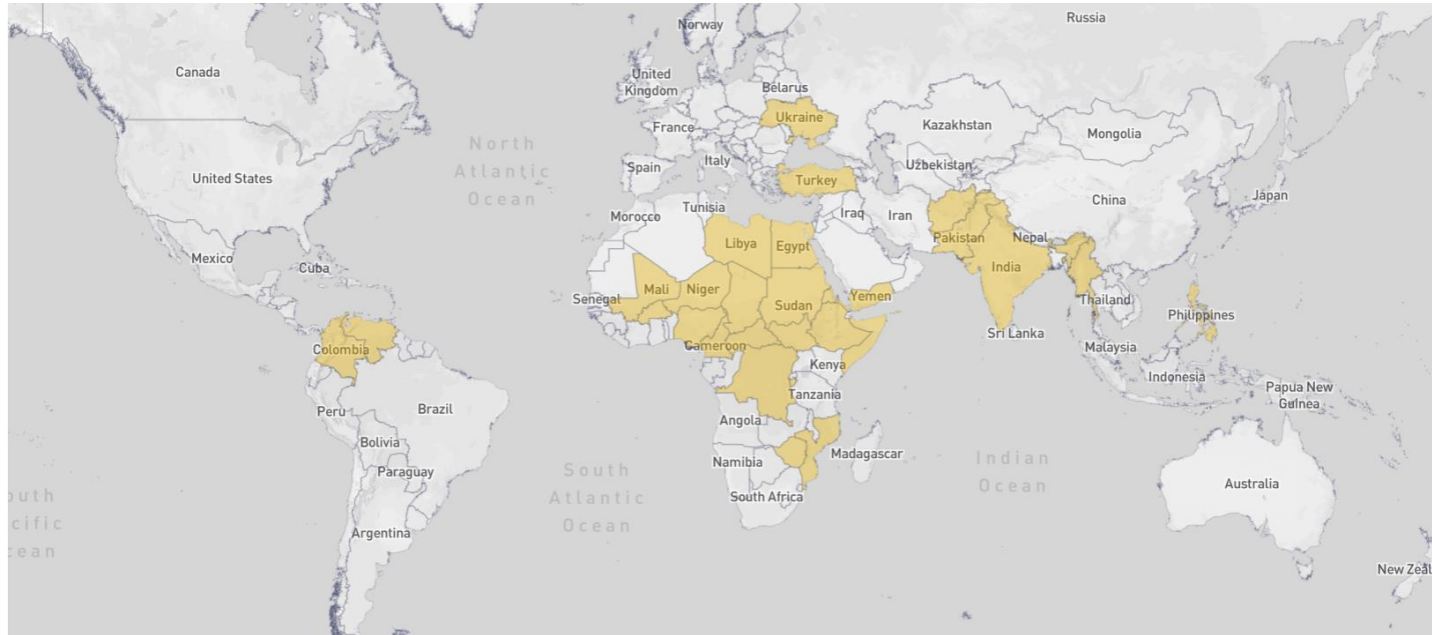
**高リスク地域**には、政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などが見られる地域や、国内のインフラが崩壊した地域、さらに暴力が広範におよんでいる地域などがある。これらの地域では広範におよぶ人権侵害や、国内法または国際法違反が見られる。

## EU紛争鉱物規則における定義

武力紛争の状態にある、又は紛争終結後の脆弱な状態にある地域その他、破綻国家のように統治及び治安が弱体化し、又は皆無で、人権侵害を含めた国際法の違反が広範囲にわたって組織的に横行している地域

# EU紛争鉱物規則 -CAHRAリスト-

EU紛争鉱物規則に基づきEUが公表するCAHRAリスト <https://www.cahraslist.net/>



BURUNDI	
REGION(S)	Bubanza, Bujumbura Mairie, Bujumbura Rural, Bururi, Cankuzo, Cibitoke, Gitega, Karuzi, Kayanza, Kirundo, Makamba, Muramvya, Muyinga, Mwaro, Ngozi, Rutana, Ruyigi
AREA STATUS	Conflict-affected area
RELEVANT COMMODITIES	Gold  Tin Tantalum and Niobium  Tungsten

## Overview of assessment

Burundi is considered a high-risk area under Regulation 2017/821. Several organisations have reported human rights and international law violations occurring in Burundi. These organisations include the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR), Amnesty International, Human Rights Watch (HRW), and the US Bureau of International Labor Affairs (ILAB).

The OHCHR, Amnesty International and HRW all report the suspension of the majority of international Non-Governmental Organisations (NGOs) from September 2018 onwards. The UN Office of the High Commissioner for Human Rights closed its office in Burundi in February 2019 and the government continues to refuse access to the country to the UN Commission of Inquiry on Burundi (Amnesty International, 2021; OHCHR, 2020). However, Amnesty International reports that relations with international partners improved in early 2022, as political dialogue resumed with the EU and Rwanda (Amnesty International, 2022). In October 2022, the border with Rwanda was reopened after years of closure (Crisis Group, 2022).

## <EU CAHRAリストの概要>

- ECの委託先 : Rand Europe
- 初版リリース日 : 2020年12月17日 (四半期ごとの更新)
- 最新版リリース日 : 2023年3月更新 (主な変更点は同ウェブサイトのRelease Note内に記載)  
次回は2023年6月末更新予定
- リストの内容 : 28か国にわたる291地域。国／地域別の個別リスクレポートも公開  
地域数は個別リスクレポート内に記載されている地域数もカウント

監査を受ける製錬業者や輸入業者は、このリストを含めて複数の情報ソースに基づきリスクを判断

## (参考) CHARAsリストの変遷 (地域数の推移)

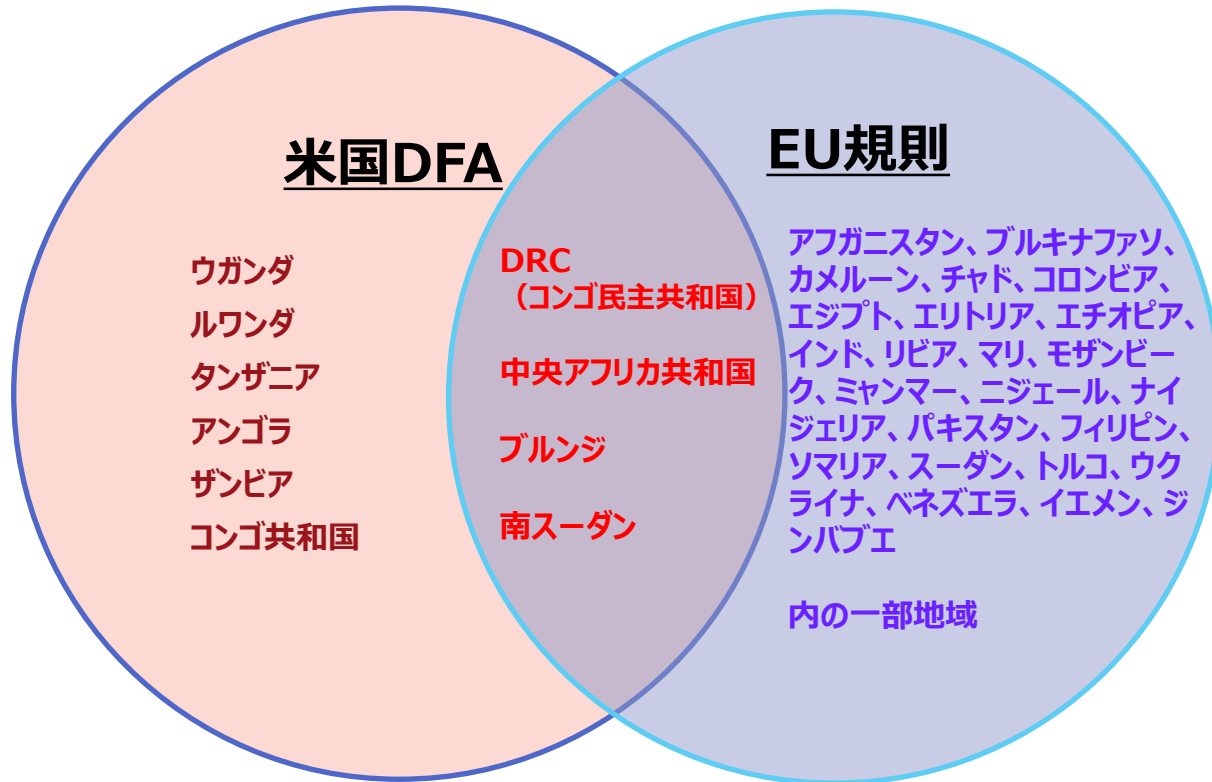
国名	2021年 3月	2021年 6月	2021年 9月	2021年 12月	2022年 3月	2022年 6月	2022年 9月	2022年 12月	2023年 3月
Afghanistan	34	34	34	34	34	34	34	34	34
Azerbaijan	-	4	4	3	-	-	-	-	-
Burkina Faso	5	5	5	4	5	5	5	6	8
Burundi	1	1	1	1	1	1	1	1	17※
Cameroon	3	3	3	3	3	3	3	3	3
Central African Republic	17	17	17	17	17	17	17	17	17
Chad	4	4	5	5	5	2	1	2	2
Colombia	1	4	4	5	5	7	7	7	7
Democratic Republic of the Congo	26	26	26	26	26	26	26	26	26
Egypt	1	1	1	1	1	1	1	1	1
Eritrea	1	1	1	1	1	1	1	1	6※
Ethiopia	2	4	5	5	5	5	5	5	5
India	2	2	2	2	2	2	2	2	2
Libya	22	22	1	1	1	1	1	1	22※
Mali	4	4	5	5	5	6	5	5	6

国名	2021年 3月	2021年 6月	2021年 9月	2021年 12月	2022年 3月	2022年 6月	2022年 9月	2022年 12月	2023年 3月
Mexico	8	8	8	10	10	10	10	-	-
Mozambique	1	1	1	1	1	1	1	1	1
Myanmar	5	5	7	8	15	15	15	15	15
Niger	2	3	3	3	3	2	2	2	2
Nigeria	5	5	5	5	5	6	6	6	6
Pakistan	3	3	2	2	2	2	2	2	2
Philippines	2	2	2	2	2	2	2	3	4
Somalia	18	18	18	18	18	18	18	18	18
South Sudan	10	10	10	10	10	10	10	10	10
Sudan	5	7	6	7	7	6	6	6	7
Turkey	-	1	1	1	1	1	1	1	1
Ukraine	1	2	2	1	2	10	10	13	13
Venezuela	1	1	1	1	1	1	1	1	25※
Yemen	21	21	21	21	21	21	21	21	21
Zimbabwe	1	1	1	1	1	1	1	1	10※
計	206	220	202	204	210	217	215	211	291※

は、国名で指定（※2023年3月更新分より個別レポート内に記載の地域数もカウント）。赤字は前回更新時からの変化

# RMAPにおけるCAHRAの考え方

EUのCAHRAリストには、ドット・フランク法の対象国であるDRC+9の一部が含まれず



RMIはRMAP監査上のCAHRAsの最低限の範囲を

- ・「DRC+9」
- ・「EUのCAHRAsリスト」
- ・「各製錬所がCAHRAと特定した地域」

と定義したガイダンス文書をRMIのウェブサイト上で公開

[http://www.responsiblemineralsinitiative.org/media/docs/CMRT%206.x\\_%20Guidance%20Note%20Questions%203%20and%204.pdf](http://www.responsiblemineralsinitiative.org/media/docs/CMRT%206.x_%20Guidance%20Note%20Questions%203%20and%204.pdf)

✓ CAHRAsリストは、指標的で、網羅的ではない、定期的に更新されるリスト(indicative, non-exhaustive, and regularly updated list)であり、最終的には関連情報を参考に、個社（または自社の顧客）の判断でDDを行う必要がある。（顧客によってはEUリスト以外のCAHRAsを独自に定義する可能性もある）

## EU紛争鉱物規則 -川下企業のための透明性プラットフォーム-

- **名称** : Responsible Minerals Information System (ReMIS)
- **対象鉱物** : 3TG+その他 (コバルト等)
- **言語** : 英語 + EU公用語
- **登録** : ボランティア
- **登録内容** : 企業のタイプ(上流・下流) 、セクター、取り扱い鉱物名、サプライチェーンスキーム、規則の対象か否か、デューデリジエンスの方針とその実施状況
- **登録対象** : EU域内の個人または法人 (各加盟国が妥当性をチェック)

- ReMISは、EU域内各国とのデータ保護協定が締結完了し、2023年に公開される見通し
- 欧州川下企業のDDが活性化され、法規制対応 (DFA/EU規則) の範囲を超えた調査依頼・問い合わせ等が増加する可能性あり

# デュー・ディリジェンス（DD）とは？

デュー・ディリジェンス（DD：Due Diligence）

・・・リスク査定（サプライチェーンの透明性を確保）

⇒ サプライチェーンを透明化し、原材料の由来に人権侵害などの問題の有無を確認、問題が確認された時には是正する活動

OECDデュー・ディリジェンスガイダンスは、その活動指針。目的を達成するための5段階の枠組みを規定。

## 【正式名称】

**OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas**

OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス

・・・2011年初版発行。最新版は2016年発行の第3版。

ガイダンス原文および仮和訳版は、すず、タンタル、タングステン、金に関する補足書を含め

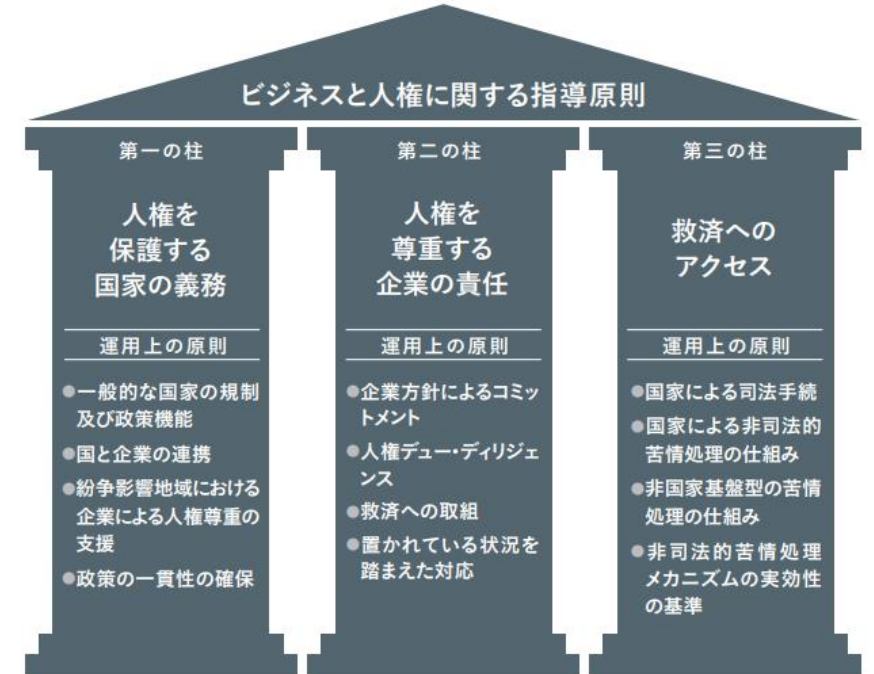
外務省ウェブサイトで公開。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>

【目的】 企業が人権を尊重し、供給業者の選定を含む資源調達に関する意思決定を通じて紛争に手を貸してしまうことを回避するための支援を目的として作成

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景
  - 「責任ある鉱物調達」を取り巻く環境の変遷
  - 「責任ある鉱物調達」に関連する法規制等の動向
- デュー・ディリジェンスに影響を与えるその他の動向
- 川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）取り組み
- 2023年調査対応 CMRT/EMRTの注意事項

## 2011年 国連「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）」

- ✓ 「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組み」は、2011年に国連の人権理事会で全会一致で支持された文書。
- ✓ 「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されている。



### ● 指導原則が企業に求めるもの

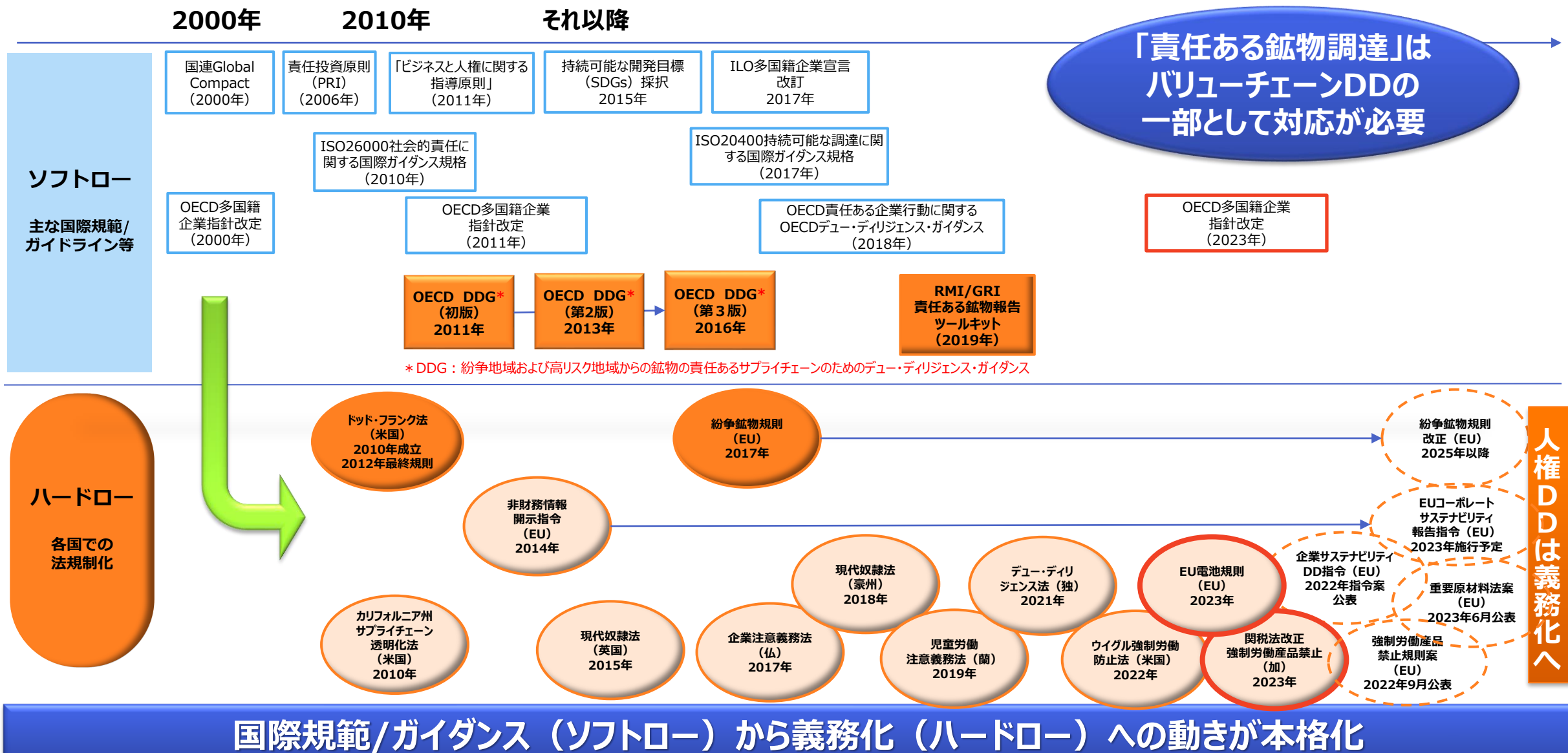
- ① 企業は、企業活動を通じて人権に悪影響を引き起こすこと、及びこれを助長することを回避し、影響が生じた場合は対処する
- ② 企業がその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって、企業の活動、商品又はサービスと直接関連する人権への悪影響を予防又は軽減するように努める。

⇒ 企業がサプライチェーンでの人権DDを求められるきっかけとなり、その後の国際的な各種ガイドラインや、各国によるハードロー化・条約化・日本政府による政策内容はすべてこの指導原則の内容がベースとなっている

**「責任ある鉱物調達」も「人権とビジネス」の文脈で語られ、その一部として企業に対応が求められていると理解しておくことが重要。**



# 「責任ある鉱物調達」を取り巻く国際社会の動き



# (参考) 欧米等による人権を理由とした規制の例

域名	法規制の名称	施行時期	内容
米国 カリフォルニア州	カリフォルニア州 サプライチェーン透明法	2012年1月	同州で事業を行う年間収益が1億ドル超の小売業者と製造業者を対象に、サプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引の根絶努力に関する情報を開示することを義務付け
英国	2015年現代奴隷法	2015年7月	年間売上高が3,600万ポンド以上の営利団体・企業に、奴隷労働や人身取引がないことを確実にするための対応に関する毎年の声明公表を義務付け
フランス	親会社および発注企業の注意義務に関する法律	2017年3月	従業員数が一定規模以上の企業に対し、親会社が海外子会社やサプライチェーン上で及ぼす人権・環境に対する悪影響についての注意義務に関する計画書の作成・実施・有効性評価・開示を義務付け
オーストラリア	2018年現代奴隷法	2019年1月	同国で事業を行う年間収益が1億豪ドル超の企業などの事業体に対し、サプライチェーンと事業活動における現代的な奴隷制度の存在を調査し、リスク評価方法とその軽減措置を毎年報告することを義務付け
EU	紛争鉱物資源の輸入業者に対するサプライチェーン・デューデリジェンス義務規則	デューデリジェンス義務は2021年1月適用	スズ、タンタル、タングステン、金の鉱石や金属を「紛争地域および高リスク地域」から調達するEUの精錬事業者や輸入事業者に対し、調達する鉱物資源が紛争や人権侵害を助長していないことを確認するデューデリジェンスの実施を義務付け
オーストラリア NSW州	2018年現代奴隷法	2022年1月	年間収益が5,000万豪ドル超から1億豪ドルまでの企業などの事業体も、連邦法に基づく自主的な報告を奨励
ノルウェー	企業の透明性および基本的人権とディーセント・ワーク条件の取り組みに関する法律	2022年7月	一定の条件を満たす同国所在企業に対し、デューデリジェンスを実施し、同内容を説明、公開するとともに、情報開示要求等に対応することを義務付け
ドイツ	サプライチェーン・デューデリジェンス法	2023年1月	従業員数が一定規模以上の企業に対し、間接的な取引先も含め自社のサプライチェーンに関わる国内外の全企業が人権・環境リスクにさらされないようデューデリジェンスと人権報告書の作成・公表などを義務付け
スイス	紛争鉱物および児童労働に関するデューデリジェンス法	デューデリジェンス義務は2023年1月適用 (2022年1月施行)	一定の条件を満たす同国所在企業に対し、紛争鉱物や児童労働に関するサプライチェーン方針の策定やトレーサビリティシステムの構築等の報告作成・保持・公表を義務付け
オランダ	児童労働デューデリジェンス法	未定 (2019年10月公布)	同国市場に製品・サービスを提供・販売する企業を対象に、サプライチェーン上における児童労働の問題を特定し、防止するためのデューデリジェンスを行ったことを示す声明文の提出を義務付け
カナダ	サプライチェーンにおける強制労働・児童労働の防止に関する法律案	2021年11月 上院に法案提出	一定の条件を満たす企業に対して、強制労働等のリスク評価や管理のために講じた措置などを、連邦政府に報告することを義務付け
EU	企業持続可能性デューデリジェンス指令案	2022年2月に 指令案発表	一定の条件を満たす企業に対して、バリューチェーンも含めた事業活動における人権や環境への悪影響を予防・是正する義務を課す提案

2023年3月現在。JETROウェブサイトの情報元にJEITA作成。各法規制の内容等については最終的に個社でご確認・ご判断ください

## ◎米国ウイグル強制労働防止法（UFLPA）

●米国議会において、ウイグル製品の輸入を原則禁止する「ウイグル強制労働防止法」が成立。  
（2021年 12/8下院、12/16上院にて可決。同年12/23成立。6/22より措置適用開始）

- UFLPAは、新疆ウイグル自治区で全部または一部が採掘、生産または製造された産品（新疆ウイグル自治区産品）の輸入を原則として禁止。
- UFLPAの執行戦略（UFLPA執行戦略）において、新疆ウイグル自治区において強制労働により産品を生産している事業者等として特定され、UFLPAエンティティ・リストに掲載された者が生産した産品も、同様に輸入禁止の対象と推定。
- 米国税関・国境警備局（CBP）長官が以下の要件を満たしたと判断した場合は、例外的に上記輸入禁止の対象とならない。
  - ① 輸入者が、(i)UFLPA執行戦略に含まれる輸入者向けガイダンスを完全に順守するとともに、(ii)対象産品の全部または一部が強制労働により採掘、生産または製造されていないことを確認するためのCBP長官からの質問に完全かつ実質的に回答していること
  - ② 対象産品の全部または一部が強制労働により採掘、生産または製造されていないことが「明白で説得的な」証拠（clear and convincing evidence）により示されていること

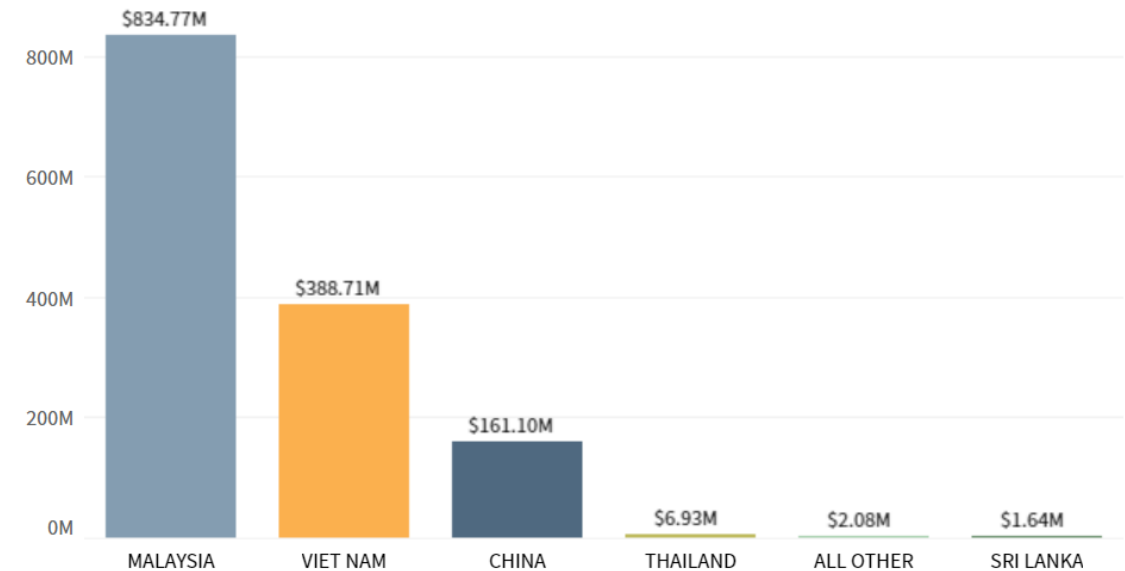
**米国への輸入当事者となる顧客企業より、中国における原材料（鉱物）に至るサプライチェーンのDDを求められるケースがある。**

# (参考) 米国ウイグル強制労働防止法 2022年執行状況統計

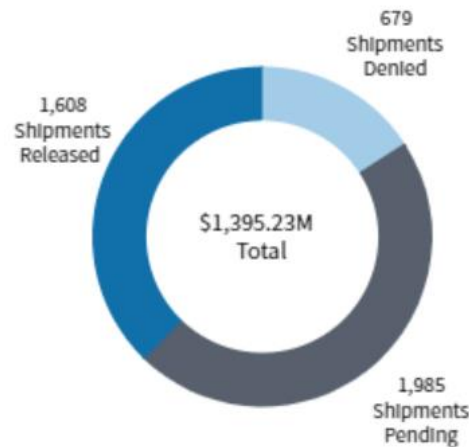
Shipment Value (USD) by Quarter



Shipment Value (USD) by Country of Origin



Shipment Count by Industry and Exam Result



米国CBPウェブサイトより (<https://www.cbp.gov/newsroom/stats/trade/uyghur-forced-labor-prevention-act-statistics>)

## ◎ EU 企業サステナビリティのデューディリジェンスに関する指令（CSDDD/CS3D）

### <概要>

●EU域内外の大企業（金融機関含む）に対して、自社、子会社及びバリューチェーンを対象とする人権・環境 DD実施の義務化

### <主な要求事項（第4条～11条）>

- ✓ DDを自社方針に統合する
- ✓ 実際の、または潜在的な負の影響を特定する
- ✓ 潜在的な負の影響を防止及び軽減し、実際の負の影響を停止させ、その程度を最小化する
- ✓ 苦情処理手続きを確立し、維持する
- ✓ DDの方針及び手段の有効性をモニタリング する
- ✓ DDについて公に伝達 する

※上記の他、気候変動への対応、罰則・損害賠償、取締役の義務も規定

### <経過>

●欧州委員会が指令案は2022年2月23日にリリース。

現在、欧州理事会・欧州議会のレビュー（法案修正）を終え、2023年6月頃より三者協議（トライローク）予定。

法案の最終合意は早くも2023年末頃の見込み。

**当初法案は、理事会・議会により法案が大幅に修正されており、今後のトライロークの状況の注視が必要**

（適用範囲、バリューチェーンの定義、民事責任、域内調和、取締役の義務、気候変動に関する義務などで意見がわかれている）

### <対象企業>

	グループ1	グループ2
EU内企業	平均従業員数が500名超で、年間全世界純売上高が15千万ユーロ超	平均従業員数が250名超で、年間全世界純売上高が4千万ユーロ超 全世界純売上高の50%以上が特定セクター（※）に由来
EU外企業	平均従業員数が500名超で、EU域内純売上高が15千万ユーロ超	平均従業員数が250名超で、EU域内純売上高が4千万ユーロ超 全世界純売上高の50%以上が特定セクター（※）に由来

※特定セクター：

繊維・皮革及び関連製品（履物を含む）の製造・卸売業、農業・林業・水産業（養殖業を含む）、食品製造業、農林水産物・食品・飲料の卸売業、鉱業、基礎金属製品・金属加工製品・鉱物製品の製造・卸売業

## ◎ EU電池及び廃電池に関する規則

- ✓ バッテリーのバリューチェーンを持続可能なものとするための法的枠組みとして、従来のバッテリー指令を改正する規則案を2020年12月10日に公表。
- ✓ 2023年1月最終合意。2023年6月14日欧州議会で投票・批准。欧州理事会の承認後7月制定見込み、DD条項については規則制定の2年後に運用開始見込み。
- ✓ これまでの3TG 中心のデュー・ディリジェンスと比べ、対象鉱物・リスク及び地域（CAHRAsを超えたもの）を拡大

＜対象バッテリー＞：EU市場で販売されているすべてのタイプのバッテリーに適用（当初規則案よりも拡大）

→ポータブル電池、LMT（輸送手段）バッテリー、SLIバッテリー、EVバッテリー、産業用バッテリー

＜対象鉱物・リスク＞（最終案Annex Xより）

### 鉱物

- ・コバルト ・天然黒鉛
- ・ニッケル ・リチウム
- + 上記の化合物



### 環境・社会リスク

- ・大気（GHG排出含む） ・水 ・土壌 ・生物多様性 ・有害物質 ・騒音と振動
- ・工場の安全 ・エネルギー消費 ・廃棄物と残留物 ・労働安全衛生 ・児童労働
- ・強制労働 ・差別 ・結社の自由 ・先住民のコミュニティ生活

＜責任ある鉱物調達取り組みへの影響＞

- 第6章「事業者の義務（Obligations of Economic Operators）」において、事業者に対してサプライチェーンの人権・環境デュー・ディリジェンスの実施（OECD指針ベース）を義務付け。
- 欧州委員会は拡大されたリスクに対処するためのデュー・ディリジェンス・ガイドラインを作成予定

## ◎ 強制労働により生産された製品のEU域内での流通を禁止する規則案

### <概要>

- EUは2022年9月14日、強制労働により生産された物品の輸出入を禁止する法案を公表。欧州議会と欧州理事会での協議を経て、2023年中に最終化され、制定の2年後に適用される見通し。2025年下期か2026年上期頃に適用となる可能性がある。
- EC法案の対象製品は、強制労働が採掘・採取から完成まで全ての製造過程を通し、全て又は一部の製品に使用されているものであり、部品を含む全ての製品や形態に適用。
- EU法案と米国ウイグル強制労働防止法の違い
  - ① EU法案は対象とする地域を特定していない
  - ② 米国法は輸入者に、対象とみなされた物品が強制労働に関与していないことを証明する責任を負わせるのに対し、EU法案は各EU加盟国の管轄省庁及び税関に、物品が強制労働に関与していることを調査し取り締まることを指定
- 管轄省庁が特定企業への調査を開始した場合、特定企業には質問票が送付され、その中には企業の強制労働問題に関するデューディリジェンスの取り組みも含まれる。調査の結果、製品に強制労働が関与していると判定された場合、管轄省庁は製品の輸出入又は販売の禁止や、既に域内市場に存在する場合、企業に製品の撤去又は処分させることができる。欧州委員会は、この法案の運用のために、強制労働に関するデューディリジェンスを含むガイドラインを策定予定。

EU市場における強制労働により生産された製品禁止に関する法案：

[https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2022-09/COM-2022-453\\_en.pdf](https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2022-09/COM-2022-453_en.pdf)

## ◎ 欧州重要原材料法案 [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP\\_23\\_1661](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_23_1661)

- 重要原材料（critical raw materials : CRM）の安定的かつ持続可能な供給の確保に向けた規制枠組みを設置する規則案
- 法案は2023年3月16日に以下を4つの柱として公表。
  - (1) 欧州域内生産能力の強化（採掘、加工、リサイクル）と重要原材料毎のベンチマークの設定、
  - (2) 輸入依存が継続するとの前提の下での調達先多様化、
  - (3) 市場監視機能の整備、(4) サーキュラリティ・持続可能性の向上

### <戦略的重要原材料リスト>

**ビスマス、ホウ素（※1）、コバルト、銅、ガリウム、ゲルマニウム、リチウム（※2）、マグネシウム金属、マンガン（※2）**  
**天然グラファイト（※2）、ニッケル（※2）、白金族、磁石用レアアース（※3）、シリコン金属、チタン金属、タングステン**  
（※1）冶金グレードに限る。（※2）バッテリーグレードに限る。（※3）ネオジウム、プラセオジウム、テルビウム、ジスプロシウム、ガドリニウム、サマリウム、セリウムに限る。

### <重要原材料リスト>（太字下線は戦略的重要原材料リスト）

アンチモン、ヒ素、ボーキサイト、バライト、ベリリウム、**ビスマス、ホウ素、コバルト**、原料炭、**銅**、長石、蛍石、**ガリウム**、ゲルマニウム、ハフニウム、ヘリウム、重希土類、軽希土類、リチウム、**マグネシウム、マンガン、天然グラファイト、ニッケル**（※）、ニオブ、リン鉱石、リン、**白金族**、スカンジウム、**シリコン金属**、ストロンチウム、タンタル、**チタン金属、タングステン**、バナジウム（※）バッテリーグレードに限る。

今後の規則案審議の状況注視、調達活動において考慮すべき鉱物の範囲拡大の動向を把握しておくことが重要



# 日米重要鉱物サプライチェーン強化協定

## ◎ 日米重要鉱物サプライチェーン強化協定（2023年3月28日 署名締結）

<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230328007/20230328007.html>

- 重要鉱物のサプライチェーンの強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定
- 電気自動車のバッテリーの大幅な需要拡大が見込まれる中、その生産に不可欠な重要鉱物の確保
- 重要鉱物について、持続可能で衡平なサプライチェーンの確保に向けた協力の強化を通じた、強靱なサプライチェーンの構築

＜重要鉱物＞ コバルト、グラファイト、リチウム、マンガン、ニッケル

### ＜協定に盛り込まれた主な項目＞

重要鉱物に対する輸出関税の課税を相互に控えること

協定外の国の関与について双方で広く協議すること

**採掘や処理における労働者の権利に関する情報を共有して適正に法を執行すること など**

### ＜協定内で「労働者の権利」として定義されているもの＞

- ・ILO中核労働基準5分野（結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、あらゆる形態の強制労働の撤廃、児童労働の実効的な廃止及び最悪の形態の児童労働の禁止、雇用及び職業に関する差別の撤廃、安全かつ健康な労働環境）
- ・最低賃金及び労働時間に関する受入可能な労働条件
- ・労働法令の執行に関連する調査その他の手続に参加し、又は労働法令の違反の可能性に関する事実を権限のある当局に誠実に報告したことに対する差別又は報復の禁止

→企業の鉱物調達への影響評価は、協定に基づく日米政府の今後の動きを注視が必要

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景
  - 「責任ある鉱物調達」を取り巻く環境の変遷
  - 「責任ある鉱物調達」に関連する法規制等の動向
- **デュー・ディリジェンスに影響を与えるその他の動向**
- 川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）取り組み
- 2023年調査対応 CMRT/EMRTの注意事項

## ◎米国OFAC (Office of Foreign Asset Control) 規制

<https://home.treasury.gov/policy-issues/office-of-foreign-assets-control-sanctions-programs-and-information>

- 米国の財務省外国資産管理室 (OFAC) が、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体との直接的/間接的な取引の禁止や資産凍結などの措置を講じる規制。
- 対象国家 (地域) :  
キューバ、イラン、イラク、北朝鮮、スーダン、シリア、ジンバブエ、ベラルーシ、イエメン、ソマリア、リビア、コンゴ民主共和国、ロシア、ベネズエラ、レバノンなど。  
さらに国レベルではなく、個人や組織にも制裁を課す制裁対象分野およびその内容も公表されている。  
違法ダイヤモンド取引、麻薬、核拡散、テロリズム行為が対象。

(参考)

**SDNリスト (Specially Designated Nationals and Blocked Persons List) :**

<https://ofac.treasury.gov/specially-designated-nationals-and-blocked-persons-list-sdn-human-readable-lists>

**過去の執行事例 :**

<https://ofac.treasury.gov/civil-penalties-and-enforcement-information>

米国企業は制裁対象の団体や個人と取引出来ないなどの影響がある。

- ✓ 日本企業も国内法 (外為法等) 上適法の直接/間接的な取引がコンプライアンス違反となる恐れがあり、また、RMIも規制対象に対する製錬所監査ができないため注意が必要

## ◎ロシア・ウクライナ情勢による責任ある鉱物調達への影響

RMIはロシアにおけるRMAP監査及びロシア系製錬所への対応に関し、2022年9月に以下を骨子とする声明を発表。

RMIの発表文：<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/news/notice-regarding-rmap-russia-based-auditees/>

- ロシアによるウクライナ侵攻後、RMIとメンバー企業への影響を考慮し、法令遵守とロシアでの監査の促進に関連するより広範なリスクの見直しを実施した結果、直ちに**ロシアでの新しいRMAP監査を一時停止**。
- 9月時点でRMAP適合またはアクティブのロシア系製錬所については、直近最後のRMAP評価時期に応じて、以下のとおり、**2022年9月または2023年1月に適合リストまたはアクティブリストから段階的に削除**。
  1. 最後の監査日から1年を超過し、2022年9月1日までに適合判定を受けなかった場合、2022年9月30日に適合リストまたはアクティブリストから削除。**(7製錬所が削除)**
  2. 2022年10月以降に、最後の監査日から1年を超過する適合ロシア系製錬所は、2023年1月1日に適合者リストから削除。**(3製錬所が削除)**

(注) 上記以外に1製錬所がRMAP監査不適合により9月14日に削除済

RMIは、法令遵守その他のリスクに対処しながら、今後の展開に基づきロシアでの監査一時停止を継続検討。RMAP基準の関連定義を満たし、稼働中の施設は、ロシアでの監査が再開された時点で再監査の対象となる。  
(時期は未定)

## ◎ 米国EPEAT (Electronic Product Environmental Assessment Tool)



環境への配慮がなされた電子製品の普及を目的とする環境ラベル。米国の公共調達ではEPEAT登録製品が優先調達されるなど、市場ニーズの高い環境ラベルの1つ。

現在進行中の基準改定作業において、紛争鉱物を含むESG基準が追加され、一定以上のConformant率が必須基準として設定される見通し（2025年4月より新基準適用予定）。

**【対象製品】** ①画像機器（複合機、プリンターなど） ②PC、ディスプレイ ③サーバー  
④テレビ ⑤携帯電話

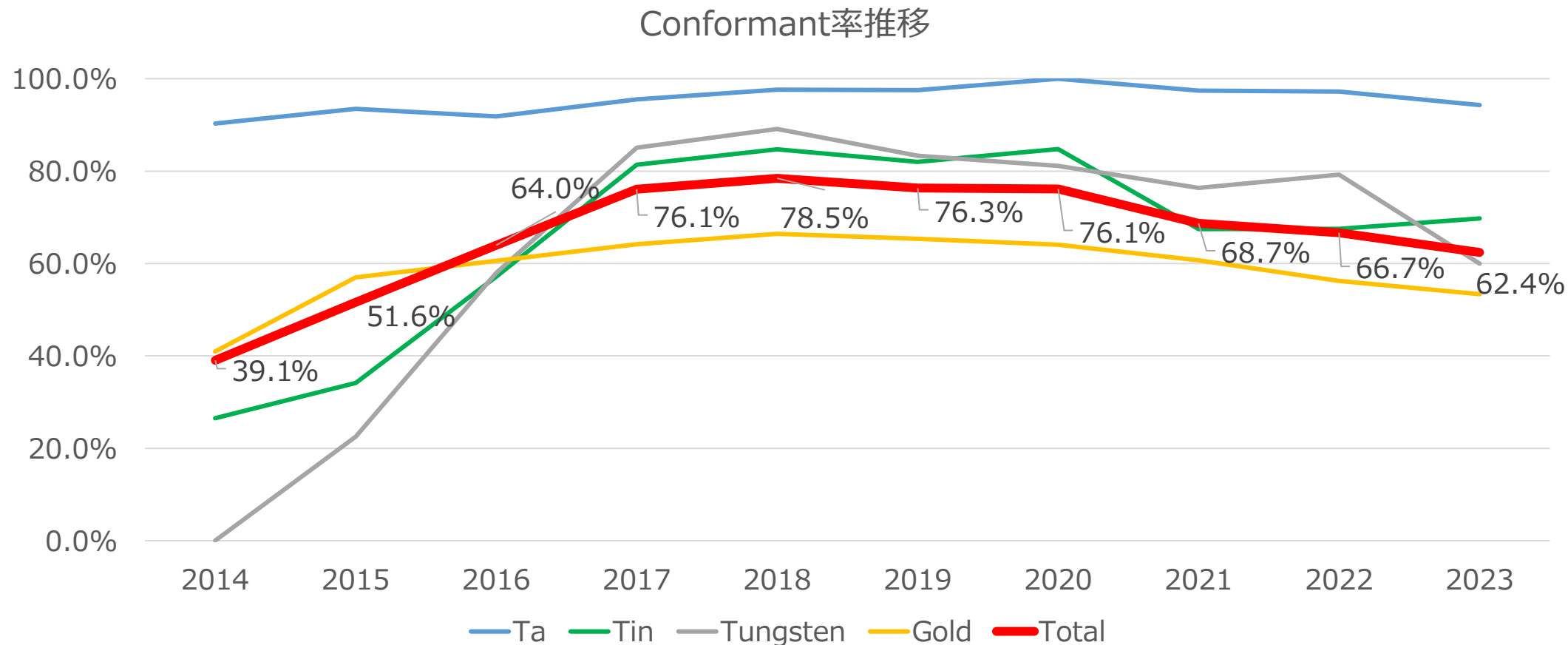
※今後は太陽光設備、ネットワーク機器、ウェアラブル機器に拡大予定

→ 今後、顧客企業等からサプライチェーンに対して、適合製錬所のみでの使用の要請が加速すると思われる

顧客等から指摘を受ける前に適合率（Conformant率）を向上していくためのサプライヤー回答チェック/是正等の取り組みが重要

# (参考) RMAP適合 (Conformant) リストの状況

## RMAP適合 (Conformant率) の推移 (2023年3月時点)



RMAP適合率は、当初右肩上がりで増加してきたが、現在では様々な影響を受けて伸長していない。

# (参考) RMAP適合 (Conformant) リストの状況

## RMAP適合 (Conformant率) の状況 (2023年5月時点)

Metal	Conformant	SSN	Conformant率	監査遅延&未審査	監査遅延&審査中	監査遅れ 計	遅延率
タンタル	33	35	<b>94.3%</b>	2	22	24	<b>72.7%</b>
錫	60	86	<b>69.8%</b>	9	27	36	<b>60.0%</b>
タングステン	33	55	<b>60.0%</b>	7	6	13	<b>39.4%</b>
金	95	178	<b>53.4%</b>	22	17	39	<b>23.2%</b>
計	<b>221</b>	<b>354</b>	<b>62.4%</b>	<b>40</b>	<b>72</b>	<b>112</b>	<b>50.7%</b>

- ✓ Covid 19や地政学リスク、または製錬所個別の状況な様々な要因の影響で、適合 (Conformant) 製錬所の再監査受審までに大幅な時間がかかっているケースが増加傾向にある。
- ✓ 製錬所等へのアウトリーチ (働きかけ) が求められる。

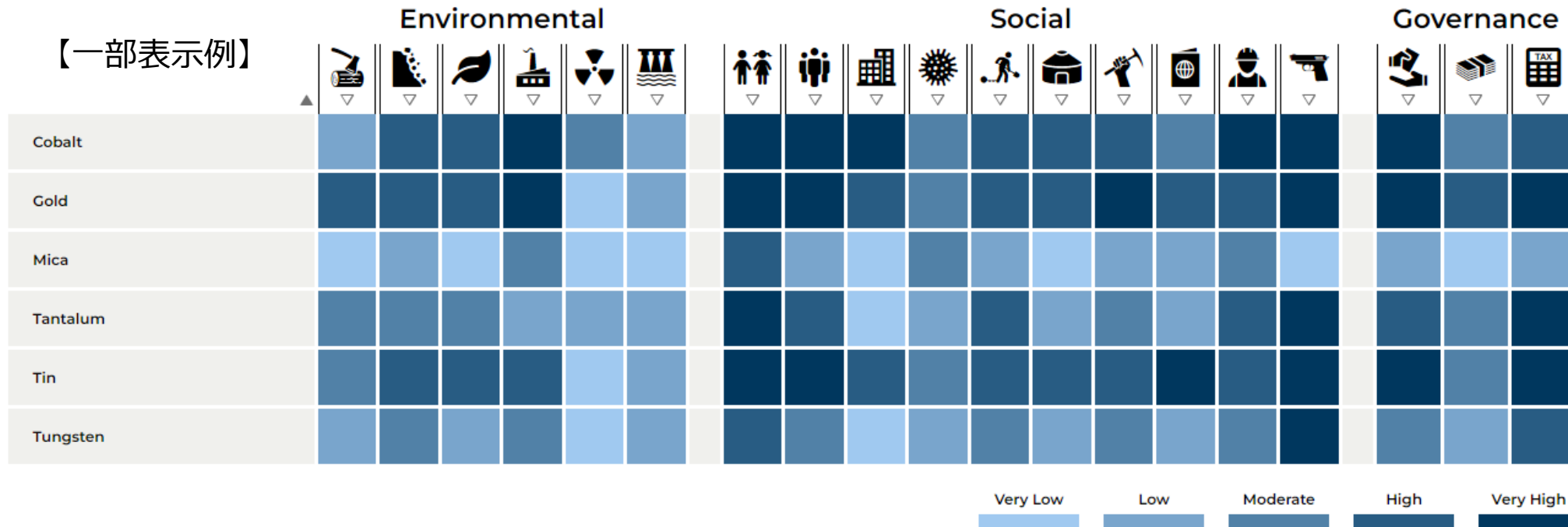
※上記データは2023年5月時点でJEITAが集計したものです。状況は頻繁には変化しますので最新状況は各社でご確認ください。

# 対象「原材料」拡大その他の動き（1）

## ■ Material Insight ( <https://www.material-insights.org/> )

### ○ RMI/TDI Sustainabilityの共同プラットフォーム：

- 対象鉱物は32種（2023年6月現在） **※昨年より11種増加**
  - ーボーキサイト、ホウ素/ホウ酸塩、コバルト、銅、ジスプロシウム、金、グラファイト（天然）、鉄、鉛、リチウム、マグネシウム、マンガン、**原料炭**、雲母、モリブデン、ネオジム、ニッケル、ニオブ、**パラジウム**、**燐**、**カリウム**、**スクラップ鋼**、**シリコン/シリカ**、銀、**鋼鉄**、**タルク**、**タンタル**、**錫**、**チタン**、**タングステン**、**パナジウム**、亜鉛
- 各鉱物の主な用途・属性、主要な関連産業、産出国や、関連するサプライチェーンリスクについて概説
- 詳細情報は、RMIメンバー限定公開





## 対象「原材料」拡大その他の動き（2）

### ■ Raw Material Outlookプラットフォーム（<https://www.rawmaterialoutlook.org/>）

#### ○ Drive Sustainability（EU自動車業界団体）のプラットフォーム

- 対象鉱物は13種（2023年6月現在） **※昨年より3種増加**
  - －アルミニウム、グラファイト、鉄鉱、**革**、マグネシウム、マンガン、モリブデン、ニッケル、レアアース、**ロジウム**、タンタル、**錫**、亜鉛
- 市場情報およびバリューチェーンの人権・ESGリスク



- ✓ 多鉱物調査要求の背景や関連するリスクの理解に有用
- ✓ 対象となる原材料への関心と取組み手法は、さらに拡大する方向

# 対象リスク拡大の動き

## RRA (Risk Readiness Assessment : リスク準備評価)

鉱物／金属の生産者と加工業者が環境、社会、ガバナンスの実践とパフォーマンスを伝達するための自主的な自己評価・報告ツール。

業界の優れた慣行の共通の理解を促進し、鉱物サプライチェーンのリスク評価・管理手法を促進することが目的。

### 対象金属・鉱物 (22種類)

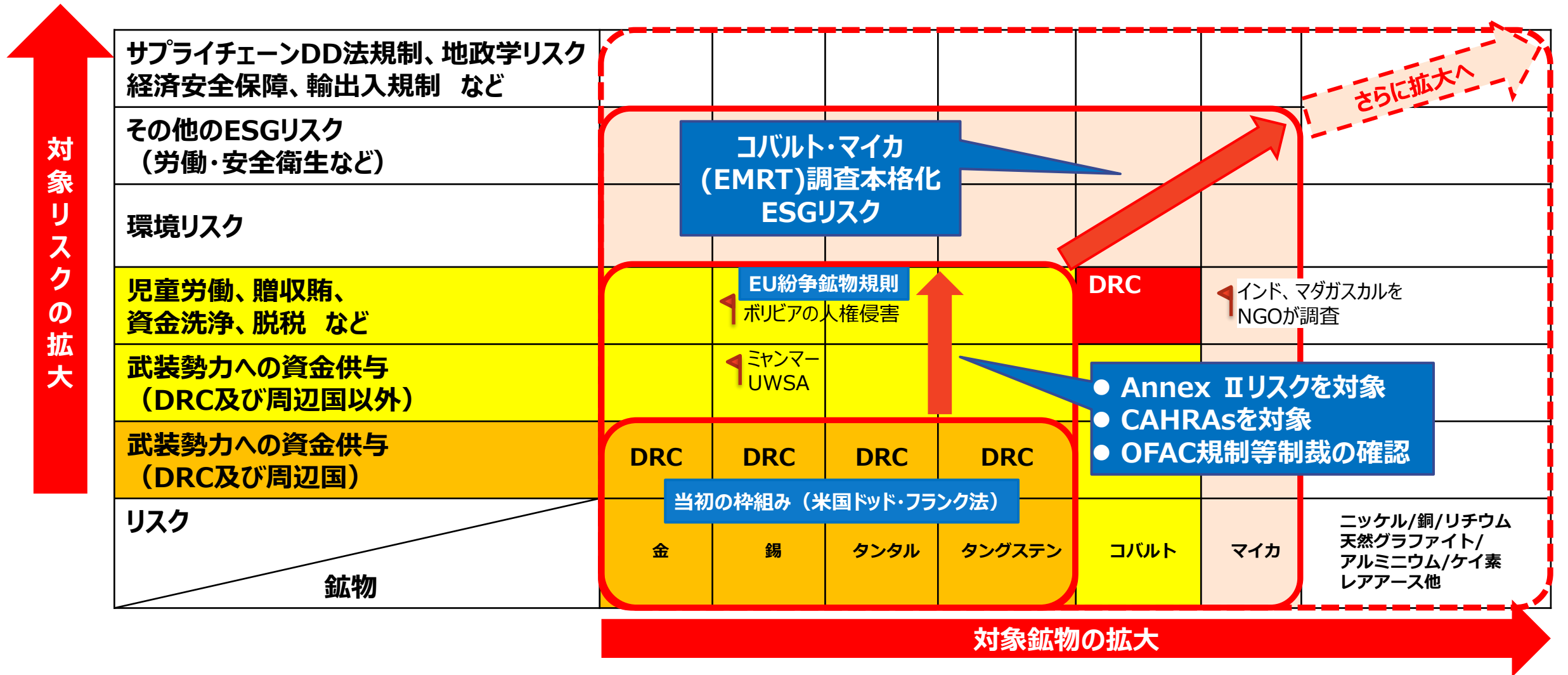
アルミニウム、アルミナ、ボーキサイト、コバルト、銅、金、黒鉛、鉄鉱石、鉛、リチウム、雲母、モリブデン、ニッケル、パラジウム、プラチナ、希土類元素、銀、鋼、タンタル、スズ、タングステン、亜鉛。

### リスクエリアと業界規範 (32項目)

- |                     |                    |                           |
|---------------------|--------------------|---------------------------|
| 1. 法令順守             | 12.労働安全衛生          | 23.地域の健康と安全               |
| 2. ビジネスインテグリティ      | 13.従業員苦情処理メカニズム    | 24.コミュニティ開発               |
| 3. ステークホルダーエンゲージメント | 14.環境リスクマネジメント     | 25.中小零細鉱山                 |
| 4. ビジネスリレーションシップ    | 15.温室効果ガス (GHG) 排出 | 26.人権                     |
| 5. 児童労働             | 16.エネルギー消費         | 27.治安と人権                  |
| 6. 強制労働             | 17.淡水の管理と保全        | 28.先住民の権利                 |
| 7. 結社の自由および団結権      | 18.廃棄物管理           | 29.土地の取得と再定住              |
| 8. 差別およびハラスメント      | 19.尾鉱管理            | 30.文化遺産                   |
| 9. ジェンダーイコール        | 20.汚染              | 31.サプライチェーンのデュー・デiligence |
| 10.労働時間             | 21.生物多様性および保護地域    | 32.透明性と情報開示               |
| 11.報酬               | 22.鉱山の閉鎖と開拓        |                           |

RRAは改定プロセスが進行中 (2023年改定予定) 。リスクエリアはさらに拡大される可能性も

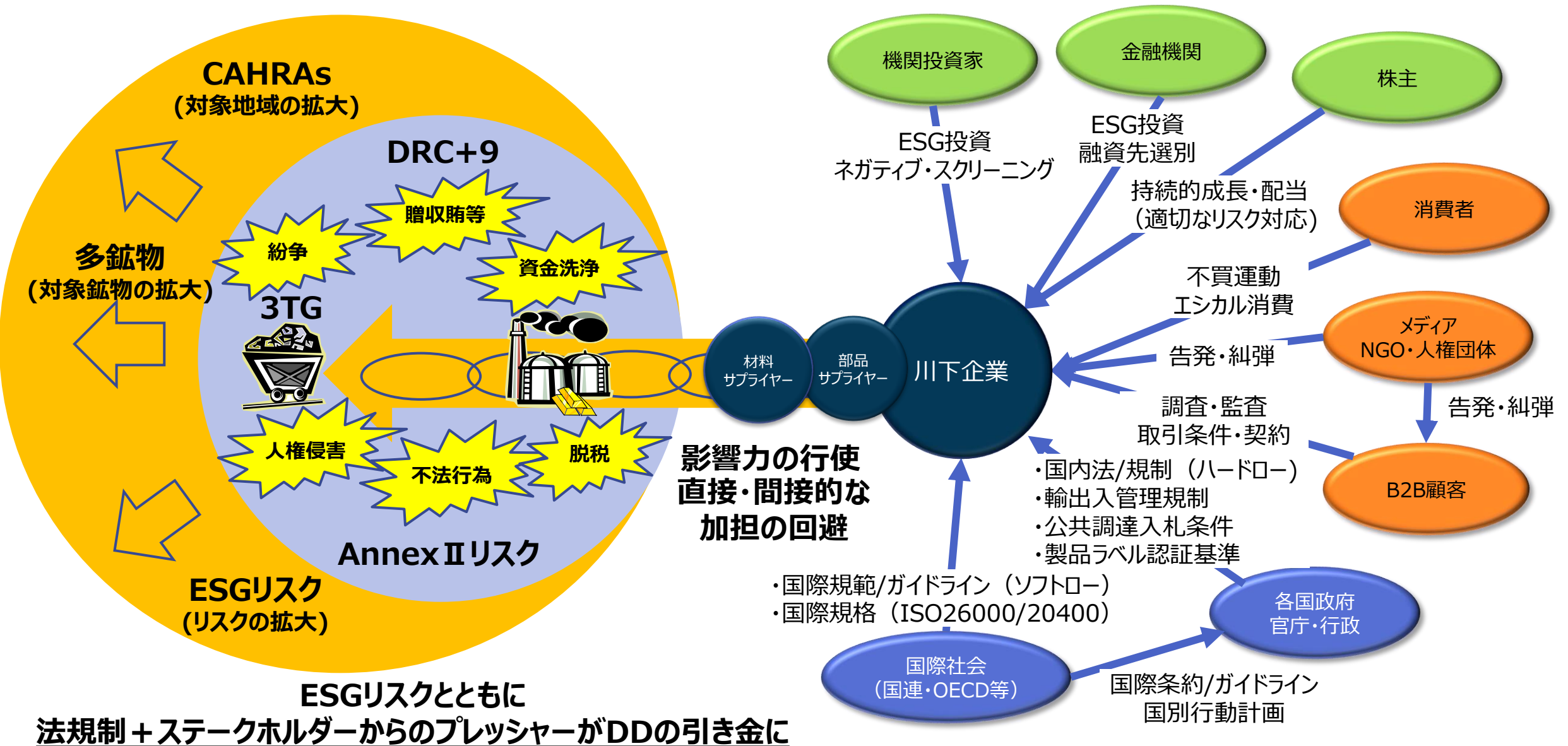
# 今後のトレンド（リスクの拡大イメージ）



企業が『責任ある鉱物調達』のために考慮すべき範囲は今後も拡大する方向

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景
  - 「責任ある鉱物調達」を取り巻く環境の変遷
  - 「責任ある鉱物調達」に関連する法規制等の動向
- デュー・ディリジェンスに影響を与えるその他の動向
- **川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）取り組み**
- 2023年調査対応 CMRT/EMRTの注意事項

# なぜ「責任ある鉱物調達」が求められるのか



# 川下企業による国際的なイニシアティブ

## RBA (Responsible Business Alliance) <http://www.responsiblebusiness.org/>

グローバルサプライチェーンにおけるCSRを促進する世界最大の産業アライアンス。

電機・自動車・小売り業界などから210社以上が加盟。RBA行動規範を策定・公表している。

### 日本企業は25社が加盟（2023年6月現在）：

ブラザー工業、キヤノン、EIZO、富士フィルムビジネスイノベーション、富士通、船井電機、キオクシア、コニカミノルタ、京セラ、KYOCERA AVX Components Corporation、京セラドキュメントソリューション、三菱電機、村田製作所、ニコン、パナソニックホールディング、ルネサスエレクトロニクス、リコー、セイコーエプソン、千住金属、シャープ、ソニーグループ、住友電工、TDK、東京エレクトロン、東芝

## RMI (Responsible Minerals Initiative) <http://www.responsiblemineralsinitiative.org/>

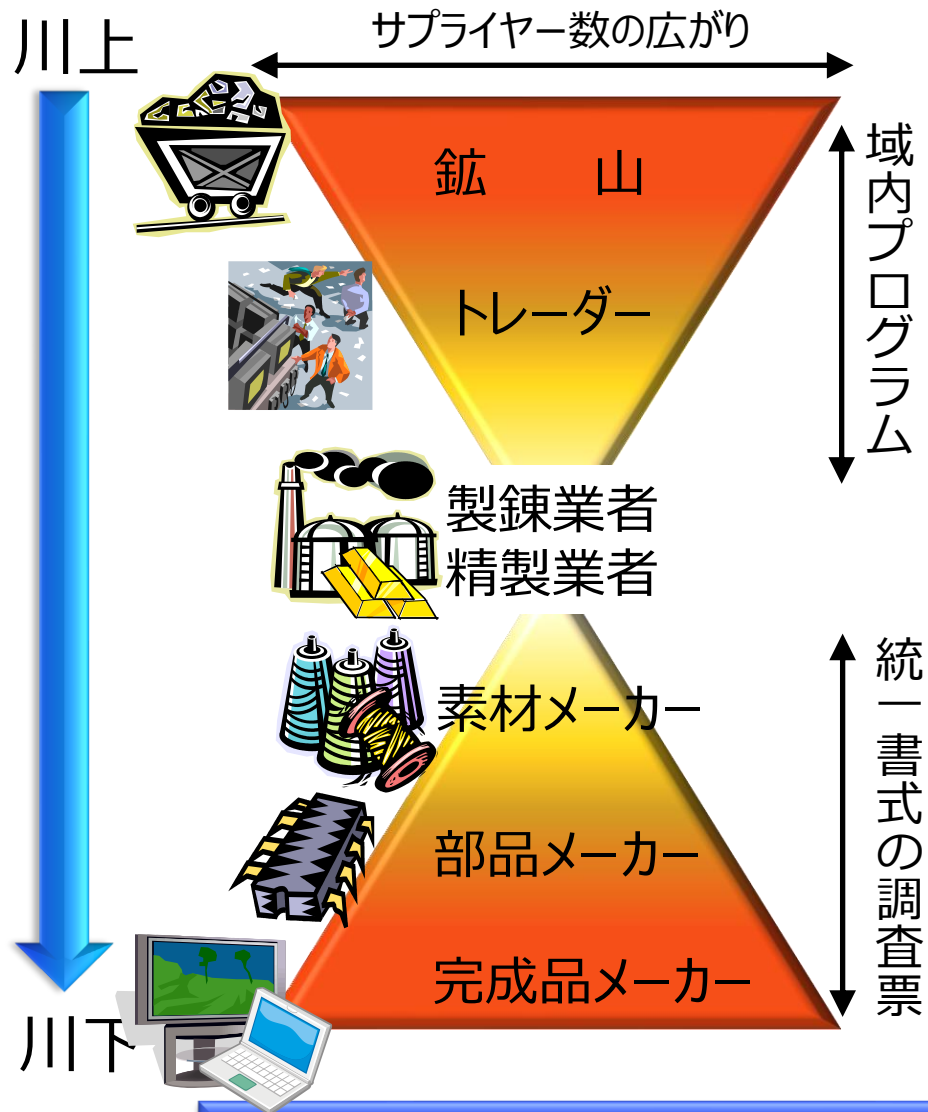
RBAの下部組織で、サプライチェーンにおける責任ある鉱物調達の問題に取り組むさまざまな業界の企業にとって、最も活用され尊敬されているリソースの1つ。全世界で480社以上が加盟。

CMRTやEMRTなどの帳票を策定・公表し、RMAPの監査基準等を策定。

**日本企業も多数参加。JEITAもAssociation Memberとして加盟。**

メンバーシップが海外の公共調達や製品認証の要件となっているケースも

# Responsible Minerals Assurance Process (RMAP)



- 個社が単独で3TGの原産地を調査すると、莫大なコストと時間が発生。

## RMAPの調査手法

長いサプライチェーン階層の中で、比較的数量が少ない製錬業者の上下で2つに分け、調査の効率化を図る。

- 製錬業者から川上は、域内プログラムおよびRMAP等により製錬業者を監査し、製錬された鉱物の起源を判定
- 製錬業者から川下は、調査票を統一(CMRT)し、調査を効率化。

**RMAPはEU規則においても、スキーム認証される見通し。  
コバルト・マイカ調査も基本的な考え方は同じであり、川下企業の役割は製錬・精製業者（加工業者）を特定すること**

RMAP (Responsible Minerals Assurance Process : 責任ある鉱物保証プロセス)  
CMRT (Conflict Minerals Reporting Template : 紛争鉱物報告テンプレート)

監査基準は3TG基準の他、全鉱物基準、ESG基準など多様化

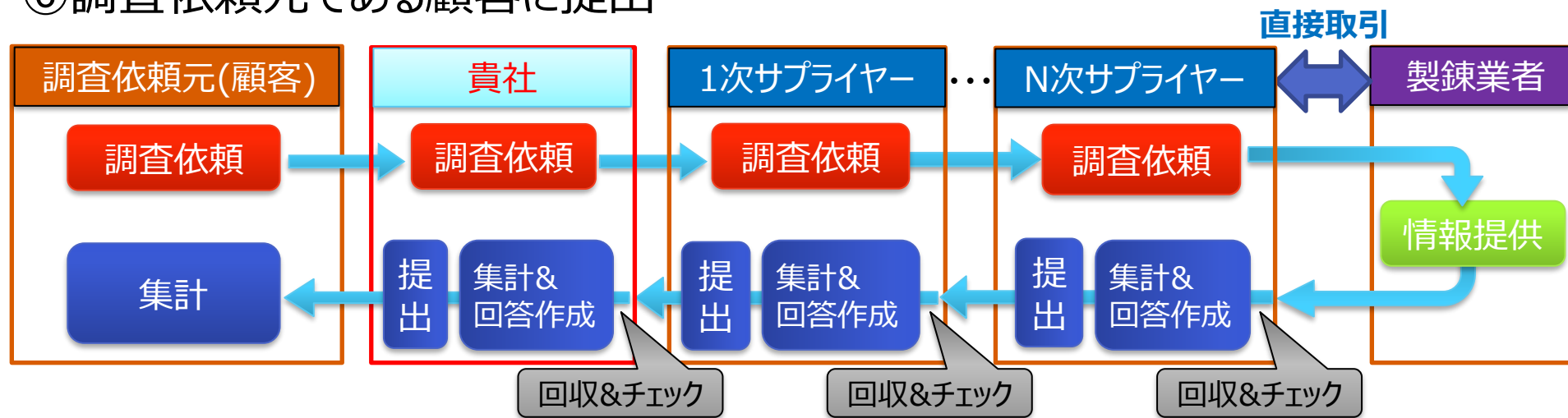
# Responsible Minerals Assurance Process (RMAP)

製錬業者より川下の企業における調査の流れは、

- ① 自社の一次サプライヤーに調査（CMRT・EMRT作成）を依頼
- ② 更に順に、川上の二次・・・N次のサプライヤーを辿って依頼
- ③ 製錬業者まで、調査依頼を届ける

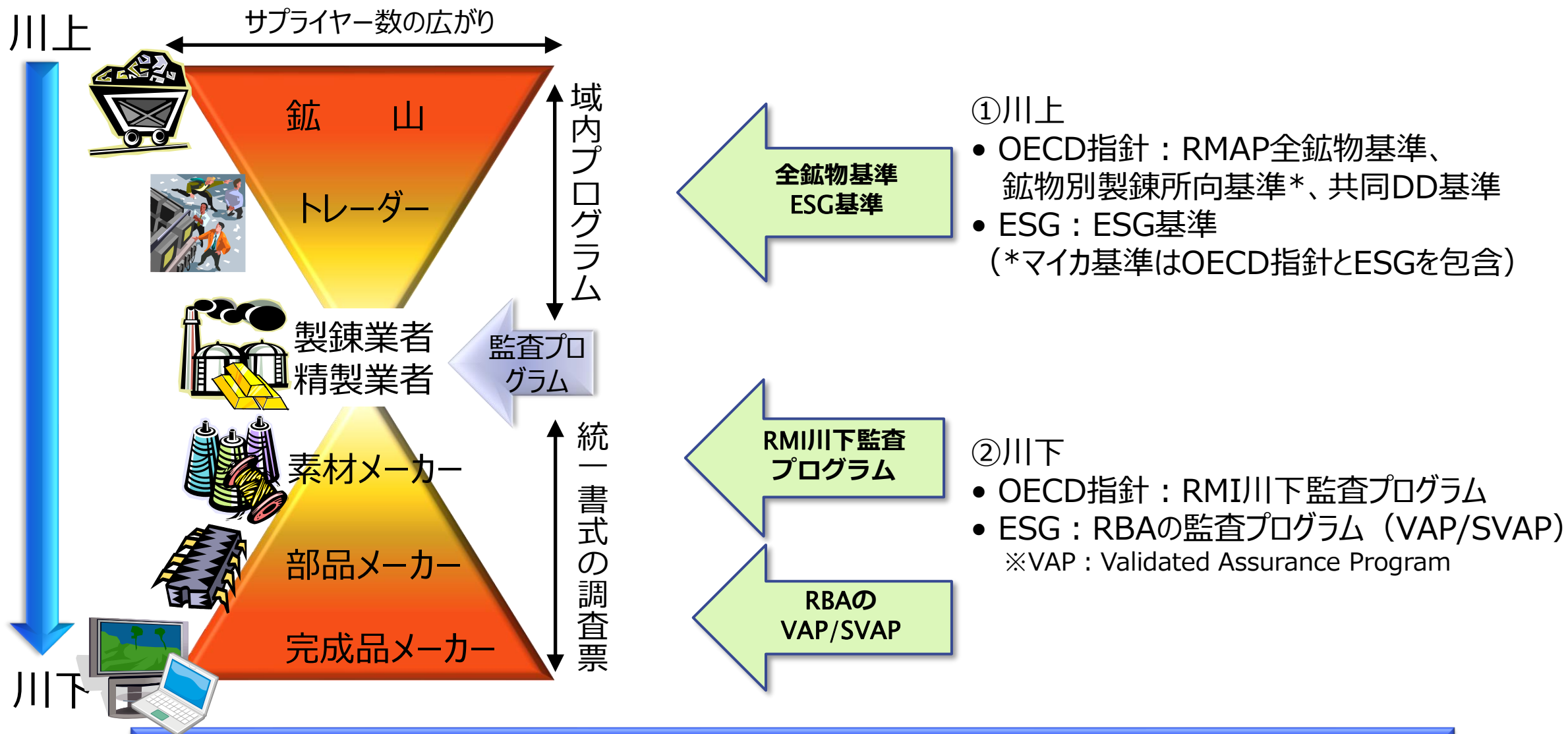
作成した回答(CMRT・EMRT)は、逆に、

- ④ 製錬業者が直接の顧客に提出
- ⑤ 更に順に、各企業は必要に応じ複数のCMRTを集計後、自社CMRTを作成し、直接の顧客に提出
- ⑥ 調査依頼元である顧客に提出





# サプライチェーン全体をカバーする各監査基準



RBA/RMIは、川上～川下までサプライチェーン全体を各監査基準でカバーする

## OCEDガイドンスが求める〔目的を達成するための5段階の枠組み〕

- ステップ1：強固な企業管理システムの構築
- ステップ2：サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価
- ステップ3：特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施
- ステップ4：独立した第三者による製錬／精製業者のデュー・ディリジェンス行為の監査を実施
- ステップ5：サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告

### <川下企業が取り組みの参考にすることができるリソース>

OCEDガイドンス すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書／金に関する補足書

(外務省ウェブサイト) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>

RMI Downstream Assessment Program (DAP)

(RMI ウェブサイト) <http://www.responsiblemineralsinitiative.org/responsible-minerals-assurance-process/downstream-program/>

DAP：製錬・精製所の定義を満たさない、輸入業者や中間業者等、川下企業向けの監査プログラム  
顧客企業のDDの一環として、川下企業もDAP監査基準に基づく監査受審要請を受ける場合もあり

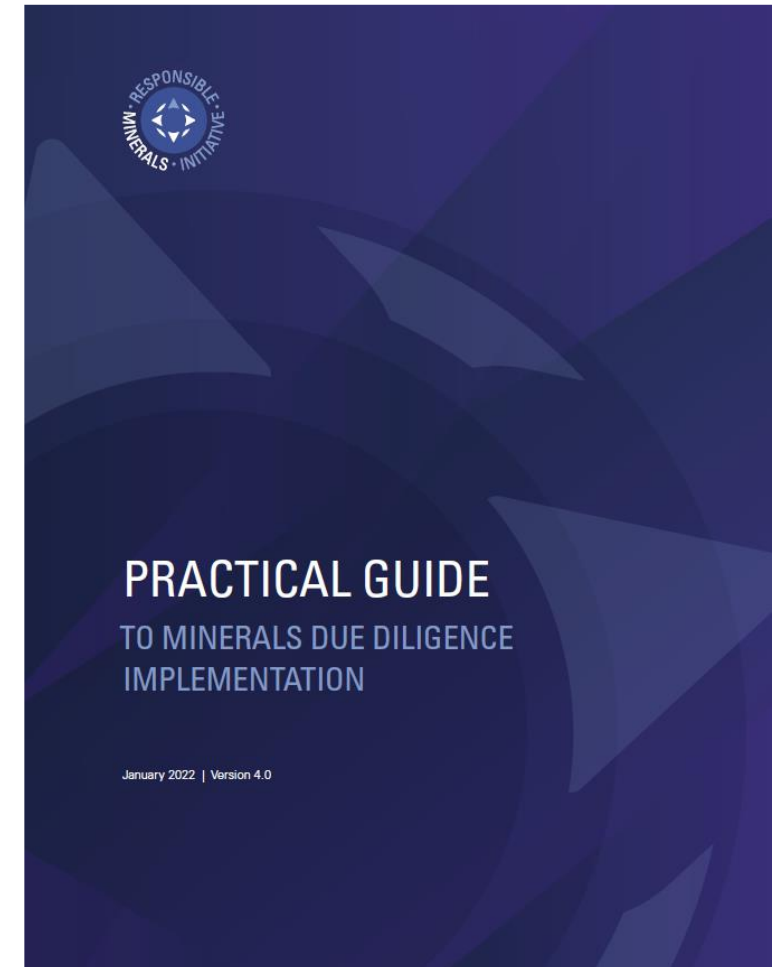
# デュー・ディリジェンス（DD）の5ステップ事例

OECDガイドンスの5ステップ	取り組み例
<b>ステップ1：</b> <b>強固な企業管理システムの構築</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「責任ある鉱物調達方針」の策定し、社内外へ周知する</li> <li>・調査体制組織（取り組みや課題を経営トップと共有し意思決定）</li> <li>・サプライヤーとの協力関係の強化（調査説明会等の実施）</li> <li>・CMRT/EMRT（およびコミュニケーション記録）を少なくとも5年間保管する</li> </ul>
<b>ステップ2：</b> <b>サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CMRT/EMRTを使用したサプライヤー調査</li> <li>・調査依頼時に自社の期待（Conformantなど）を伝える</li> <li>・受領したCMRT/EMRTの確認手順の明確化（リスクの検知・特定）               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 明らかに精錬所ではない(商社等)をリストから排除</li> <li>✓ RMIがStandard Smelter Name(標準的製錬業者)と定めたリストと突合（全ての精錬所を網羅してる訳ではない/リストにないものはサプライヤーに確認等）</li> <li>✓ RMAP認証製錬業者リストと突合し、非認証精錬所(リスク有)を割り出す（その他国際的に認知された認証プログラムにLBMA、RJCなどがある）</li> </ul> </li> </ul>
<b>ステップ3：</b> <b>特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定されたリスクの緩和・軽減策の検討と実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 非認証精錬所がリストにあるサプライヤーに確認/認証精錬所を要請（非認証精錬所であっても紛争に関わる鉱物でないと合理的に説明できるか）</li> <li>✓ 武装勢力や人権侵害などに関わる精錬所との関係が明らかになった場合、取引停止に向けた検討を行う。</li> </ul> </li> </ul>
<b>ステップ4：</b> <b>独立した第三者による製錬／精製業者のデュー・ディリジェンス行為の監査を実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RMAP監査プログラムの活用</li> <li>・製錬所に対するRMAPへの参加働きかけ（業界を通じて実施）</li> </ul>
<b>ステップ5：</b> <b>サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CSR報告書や自社ホームページ等で自主的なデューディリジェンス状況を報告</li> </ul>

□ 改訂版（Version 4） 2022年1月リリース

□ 主な内容

- OECD 指針 5 ステップ<sup>o</sup>+ SEC 規則関連 EU 紛争鉱物規則関連
- EU 紛争鉱物規則の説明
- NGO/ ステークホルダーの期待
  - OECD 評価及びモニタリングフレームワーク
  - Responsible Sourcing Network の紛争鉱物報告書評価基準
- 浮上する課題
  - EU 企業サステナビリティ報告指令（CSRD）
  - RBA 行動規範 Ver7「責任ある鉱物調達」項目
  - EU 電池規則、その他の ESG 報告関連
- 事例（川上分野の取り組み、リスク評価管理）
- リンク：  
[https://www.responsiblemineralsinitiative.org/media/docs/RMI\\_PracticalGuide\\_DD.pdf](https://www.responsiblemineralsinitiative.org/media/docs/RMI_PracticalGuide_DD.pdf)



## □ 日本

2022年9月 経済産業省

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html>

2023年4月

経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」

<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002.html>

2023年4月 太陽光発電協会（JPEA）

「太陽光発電産業のサプライチェーン等における人権尊重に係る取組ガイダンス～実践の手引～」

<https://www.jpea.gr.jp/news/8110/>

## □ EU

2021年7月 サプライチェーンの強制労働リスクに対処するガイダンスを発表

[https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/july/tradoc\\_159709.pdf](https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/july/tradoc_159709.pdf)

## □ 米国

2021年5月 ソーラー業界が業界ガイダンスである「ソーラーサプライチェーントレーサビリティ」プロトコルを公表

<https://www.seia.org/research-resources/solar-supply-chain-traceability-protocol>

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景
  - 「責任ある鉱物調達」を取り巻く環境の変遷
  - 「責任ある鉱物調達」に影響を与える法規制等の動向
- デュー・ディリジェンスに影響を与えるその他の動向
- 川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）取り組み
- **2023年調査対応 CMRT/EMRTの注意事項**

## ■ **CMRT** : Rev.6.31 (2023/5/26 最新版)

※2023/5/5にRev.6.3が発行されたが、その後バグが発見されバグを修正し、2023/5/24にRev.6.31として再発行。

## ■ **EMRT** : Rev.1.2 (2023/5/12 最新版)

※Rev.1.11のバグとエラー修正。Smelter Look-upの更新。

**CMRT・EMRTとも、バグ修正及びSmelter Look-upシートの製錬所情報の更新など、マイナー変更のみで調査実務に影響を与える変更はなし**

※CMRT／EMRTの具体的な記入要領については、別途JEITAウェブサイトに資料を掲載予定

## ■ PRTについて

PRT (Pilot Reporting Template) は、CMRTおよびEMRTでカバーされていない鉱物のピンチポイント（製錬所・加工業者等）を特定することを主目的として、RMIが開発した無料の標準化された報告テンプレート（最新版はv1.01）

**PRTの概要やダウンロード方法、よくある質問（FAQ）等については、RMIのウェブサイトをご参照ください**

<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/reporting-templates/prt/>

**PRTを使用した調査の実施については、自社または顧客企業の方針に沿い、  
個社でご判断ください**



4.対象リスク・鉱物の拡大/  
関連法規制への対応

3. 新たな地域・リスク・  
鉱物への対応  
(責任ある鉱物調達へ)

2. 紛争鉱物管理体制の確立

1. 使用する製錬所の明確化と報告

★ 多鉱物・リスク拡大が本格化  
各国サプライチェーンDD関連法対応

★ 3TG+コバルト/CAHRAs/Annex IIリスク  
への対応

★ 社内体制の整備とDDの継続的なレベルアップ、  
情報開示

★ 継続的な回答精度の向上  
(Conformant率の向上)

責任ある鉱物調達への取り組みは永続的な取り組み